

令和 8 年

第 2 回大阪府後期高齢者医療広域連合議会

(7 月 臨時会)

提出議案

目 次

議案第 9 号	大阪府後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求める件	1
議案第 10 号	大阪府後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任について同意を求める件	2
議案第 11 号	令和 8 年度大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の件	3
議案第 12 号	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律による改正後の行政手続法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の件	5

議案第 9 号

大阪府後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求める件

次の者を監査委員に選任したいので、大阪府後期高齢者医療広域連合規約第16条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和8年7月24日提出

大阪府後期高齢者医療広域連合長 野田 義和

(識見を有する者)

氏 名	住 所	生年月日
瀧 洋二郎	[REDACTED]	[REDACTED] [REDACTED]

(広域連合議会議員)

氏 名	住 所	生年月日
藤林 伸一	██████████	██████ ██████

議案第10号

大阪府後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任について同意を求める件

次の者を公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により議会の同意を求める。

令和8年7月24日提出

大阪府後期高齢者医療広域連合長 野田 義和

氏 名	住 所	生年月日
西田 直浩	████████████████████	██████ ███ ███
溝口 和彦	██████████████████	██████ █████
三井 保夫	██████████████████	██████ ███ ███

議案第 11 号

令和 8 年度大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 1 号) の件

令和 8 年度大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 5 8 5, 6 9 1 千円を追加し、歳入歳
出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 4 7 2, 5 5 4, 2 2 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予
算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 7 月 2 4 日提出

大阪府後期高齢者医療広域連合長 野田 義和

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市町村支出金		千円 299,331,602	千円 99,296	千円 299,430,898
	1 市町村負担金	299,331,602	99,296	299,430,898
9 繰越金		100	486,395	486,495
	1 繰越金	100	486,395	486,495
歳入合計		1,471,968,529	585,691	1,472,554,220

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 4,824,468	千円 99,296	千円 4,923,764
	1 総務管理費	4,824,468	99,296	4,923,764
7 諸支出金		1,100	486,395	487,495
	1 償還金及び 還付加算金等	1,100	486,395	487,495
歳出合計		1,471,968,529	585,691	1,472,554,220

議案第 12 号

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律による改正後の行政手続法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の件

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律による改正後の行政手続法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和 8 年 7 月 24 日提出

大阪府後期高齢者医療広域連合長 野田 義和

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律による

改正後の行政手続法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(大阪府後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部改正)

第 1 条 大阪府後期高齢者医療広域連合行政手続条例（平成 1 9 年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(聴聞の通知の方式) 第 1 5 条 (略) 2 (略) 3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合には、第 1 項の規定による通知を、<u>公示の方法</u>によって行うことができる。	(聴聞の通知の方式) 第 1 5 条 (略) 2 (略) 3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合には、第 1 項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を広域連合の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から 2 週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u> 【新設】 4 <u>前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでも</u>

その者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を広域連合の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができている状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。	(代理人) 第16条 前条第1項の規定による通知を受けた者（同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。 2～4（略） (続行期日の指定) 第22条（略） 2（略） 3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「第2
	(代理人) 第16条 前条第1項の規定による通知を受けた者（同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。 2～4（略） (続行期日の指定) 第22条（略） 2（略） 3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲

2条第2項」と、同条第4項中「前項」とあるのは「第22条第3項において準用する第15条第3項」と、「とき」とあるのは「とき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、当該措置を開始した日の翌日）」と読み替えるものとする。 (聴聞に関する手続の準用) 第29条 第15条第3項及び第4項、第16条並びに第18条第1項及び第3項の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条第1項」と、同条第4項中「前項」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項」と、「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第1項第3号」と、第16条第1項中「前条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条第1項第3号」と、第18条第1項中「当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（以下この条及び第24条第3項において「当事者等」という。）」とあるのは「当事者」と、「聴聞の通知があった時から聴聞が終了する時」とあるのは「弁明の機会の付与の通知があった時から提出期限等」と、第18条第3項中「前2項」とあるのは「第29条において準用する第18条第1項」と読み替えるものとする。	示を始めた日から2週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、<u>掲示を始めた日の翌日</u>）」と読み替えるものとする。 (聴聞に関する手続の準用) 第29条 第15条第3項及び第16条並びに第18条第1項及び第3項の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条第1項」と、「<u>同項第3号及び第4号</u>」とあるのは「<u>同項第3号</u>」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条第1項」と、「<u>同条第3項後段</u>」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と、第18条第1項中「当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（以下この条及び第24条第3項において「当事者等」という。）」とあるのは「当事者」と、「聴聞の通知があった時から聴聞が終了する時」とあるのは「弁明の機会の付与の通知があった時から提出期限等」と、第18条第3項中「前2項」とあるのは「第29条において準用する第18条第1項」と読み替えるものとする。
--	---

(大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（平成19年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
第22条（略） 2（略） 3 前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、同項の規定による通知を、<u>通知すべき書類を特定するために必要な情報、その者の氏名及び任命権者がその書類を保管し、いつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができるとともに、公示事項が記載された書面を広域連合の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができるとともに置く措置をとることによって行うことができる。</u>この場合においては、<u>当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u> 4～9（略）	第22条（略） 2（略） 3 前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、同項の規定による通知を、その者の氏名及び<u>同項の書面をいつでもその者に交付する旨を任命権者に係る事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。</u>この場合において、<u>掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u> 4～9（略）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年度

後期高齢者医療特別会計
補正予算(第1号)に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 市町村支出金	299,331,602	99,296	299,430,898
9 繰越金	100	486,395	486,495
歳入合計	1,471,968,529	585,691	1,472,554,220

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 総 務 費	4,824,468	99,296	4,923,764
7 諸 支 出 金	1,100	486,395	487,495
歳 出 合 計	1,471,968,529	585,691	1,472,554,220

補正額の財源			内訳
特定財源			一般財源
国府支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
			99,296
			486,395
			585,691

2 歳 入

款	項	目	補 正 前 の 額	補 正 額
1 市 町 村 支 出 金			千円 299,331,602	千円 99,296
	1 市 町 村 負 担 金		299,331,602	99,296
		1 事 務 費 負 担 金	4,092,155	99,296
9 繰 越 金			100	486,395
	1 繰 越 金		100	486,395
		1 繰 越 金	100	486,395
歳 入 合 計			1,471,968,529	585,691

計	節		説 明
	区 分	金 額	
千円 299,430,898		千円	千円
299,430,898			
4,191,451			
	1 事 務 費 負 担 金	99,296	事務費等負担金 99,296
486,495			
486,495			
486,495			
	1 繰 越 金	486,395	前年度繰越金 486,395
1,472,554,220			

3 歳 出

款	項	目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正
						特
						国府支出金
1 総 務 費			千円 4,824,468	千円 99,296	千円 4,923,764	千円
	1 総務管理費		4,824,468	99,296	4,923,764	
		2 電子計算費	1,412,476	99,296	1,511,772	
7 諸 支 出 金			1,100	486,395	487,495	
	1 償還金及び 還付加算金等		1,100	486,395	487,495	
		1 償 還 金	100	486,395	486,495	
歳 出 合 計			1,471,968,529	585,691	1,472,554,220	

額の財源内 記		節		説明	
定 財 源		一 般 財 源	区 分		金 額
地 方 債	そ の 他				
千円	千円	千円		千円	千円
		99,296			
		99,296			
		99,296			
			12 委 託 料	99,296	電子計算機整備業務委託料 99,296
		486,395			
		486,395			
		486,395			
			22 償還金、利子及び割引料	486,395	支払基金交付金償還金 486,395
		585,691			

(参 考)

○選挙管理委員

氏 名	住 所	生年月日
佐藤 諭志		
山田 強		
田中 修		
大内 仁		

○選挙管理委員補充員

氏 名	住 所	生年月日
川口 裕		
谷川 清		
服部 智子		
松原美代賀		